

2001年9月13日
(平成13年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

下水道事業受益者分担金賦課収納業務において個人情報を目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ利用、下水道事業受益者負担金及び水洗便所改造等資金貸付に伴う償還管理業務におけるコンピュータ処理のシステム変更について（答申）

2001年（平成13年）8月31日付けで諮問された、下水道事業受益者分担金賦課収納業務に係る目的外利用及び本人通知の省略並びにコンピュータ利用、下水道事業受益者負担金及び水洗便所改造等資金貸付に伴う償還管理業務におけるコンピュータ処理のシステム変更について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定による目的外利用の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。
- (3) 同条例第11条の規定によるコンピュータ利用及びコンピュータ処理のシステム変更を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、目的外利用する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びにコンピュータ利用及びシステム変更の必要性、安全対策等は次のとおりである。

(1) 本業務の概要について

都市計画事業として施行している市街化区域の下水道事業により利益を受ける者からは、下水道事業に要する費用の一部に充てるため、昭和36年度より受益

者負担金制度を採用し、下水道事業受益者負担金を徴収している。この根拠法令は都市計画法であり、昭和55年度に藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例が制定された。一方、市街化調整区域の下水道事業については、都市計画事業として施行されないが、下水道整備により受ける利益は、事業手法の相違により変わるものではないことから、受益者負担金と同主旨の分担金を賦課徴収するため、藤沢市公共下水道事業受益者分担金徴収条例が制定された。

(2) 目的外利用する必要性

ア 従来 of 受益者負担金制度は、下水道整備に伴う土地の利便性や資産価値の向上を利益と考え、所有する土地の面積に応じて、公共下水道と接続が可能になった時点ですべての土地を対象に負担金を徴収してきた。その際に使用する土地の情報は、固定資産（土地）台帳に基づいている。

イ 受益者分担金制度についても同様に、建築物の敷地の所有者に、その土地の面積に対して分担金を徴収することとなる。その際、土地に対する情報を当該本人から入手することは非常に困難であり、また誤った情報を得ることも多分に考えられる。このことから、資産税課が保有している次に掲げる個人情報を活用することが、合理的であると考えられることから目的外利用するものである。

ウ 資産税課が保有している固定資産（土地）課税台帳のうち、住所、氏名、電話番号、賦課収納状況、猶予・減免情報、土地情報（地番・所有者・課税地目・地積等）

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務について、当該個人情報を目的外利用することについての本人通知は、目的外利用する固定資産（土地）課税台帳の登録事項のほとんどが公開対象であり、また通知する対象者が多数で、かつ継続的な事業であることから、通知にかかる費用や事務量が過分に必要となってしまう、業務の効率性が著しく損なわれる。また対象者（受益者）に目的外利用によって入手した情報を印字した届出書を送付し確認印を求めること、受益者分担金の賦課業務にあたっては、資産税の課税台帳を活用する旨を工事説明会等の場で説明するなど、通知と同様の事務処理を行うので、特に通知しないことが本人の不利益とならないことから、目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

(4) コンピュータ利用及びシステム変更の必要性並びに安全対策について

ア 受益者分担金のような賦課対象者、賦課件数ともに限られたデータの業務には、大量のデータを一括処理するのに適しているホストコンピュータでは、その経費に見合った処理形態は望めない。また、すでに下水道使用料の賦課収納業務において、クライアント・サーバ方式による分散系のシステムを導入し、効率的な事務処理を遂行しているため、受益者分担金業務においても、同様の

システムを使用し、賦課収納業務の円滑な処理を図るものである。

イ 現行の受益者負担金に関するシステムは検索系のみで、異動処理、収納管理についてはホストコンピュータでバッチ処理をしている。そのため、下水道業務課の端末機では処理内容が逐次反映されず、また、収納状況も原年度分しか確認できないため、市民対応に苦慮している。よって、受益者負担金賦課収納業務においても、分散系へのシステムに変更する必要がある。また、現在紙ベースのバッチ処理を行っている、水洗便所改造等資金貸付金の償還管理業務においても、同分散系システムへ移行し、事務の効率化を図るものである。

ウ 日常的な処理体制及び安全対策としては、本業務における個人情報保護及び安全対策を図るため、「藤沢市下水道システム業務取扱要領」を定め、システム及びデータ保護の管理を行う。

3 審議会の判断理由

(1) 目的外利用する必要性について

下水道整備による土地の利便性の向上に着目して賦課徴収することを考慮すると、土地に対する情報が必要不可欠である。また資産税課の課税台帳を活用することで、円滑に事務を執行することができることから、目的外利用する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務において目的外利用する個人情報の内容は、ほとんどが公開対象である。また通知する対象者が多数で、かつ継続的な事業であり、当該通知の費用及び事務量が膨大となることから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれ、かつ、通知しないことが本人に不利益となる性質のものではないため、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ利用について

ア コンピュータ利用の必要性

クライアント・サーバ方式による分散系システムにより、効率的な事務処理を遂行することができ、また市民サービスの向上も図れることから、コンピュータ利用する必要性は認められる。

イ コンピュータ処理の変更の必要性

ホストコンピュータによる処理では、受益者負担金賦課収納業務、水洗便所改造等の償還管理業務において、市民サービスの向上や事務の効率化が図れないことから、コンピュータ処理の変更の必要性は認められる。

ウ 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、次のとおりである。

(ア) 下水道受益者分担金

住所、氏名、電話番号、賦課収納状況、猶予・減免情報、土地情報

(イ) 下水道受益者負担金

住所、氏名、電話番号、賦課収納状況、猶予・減免情報、土地情報

(ウ) 水洗便所改造等貸付金

住所、氏名、電話番号、償還内容、金融機関等の口座

エ 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、事業主管課において単体のパーソナルコンピュータを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

オ 安全対策

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全対策のために必要な事項を定めた「藤沢市下水道システム業務取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上